完 産 農 第 1214 号 令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名		宍粟市
(市町村コード)		(28227)
地域名		下牧谷地区
(地域内農業集落名)		(下牧谷)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 6年12月 2日
か説の和木を取りる 	、こめた牛月口	(第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・下牧谷地区は70才以上の農地所有者が30%、50才~69才が46%を占めている。農地利用形態は下牧谷営農組合の中で川西・川東2地区で関係者が組織した農業者が特定農作業受託により農地の利用を進めており、作付けは水稲(食用米・酒米)の生産を計画的に行っている。現状は受託割合は農用地のうち田は95.9%、畑は69.5%集約し利用(保全管理含む)しているが10年後には現農業従事者が高齢化を迎える状況もあり今後後継者の育成が課題となってくる。
 - ・営農組織による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため負担軽減としての所有者・地域含めた取組強化が課題
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・水稲品種として食用米と酒米の作付けに今後環境に配慮して減農薬、減肥料を検討し収益の改善も図る。また、 新規作物の導入について市、県、JAと連携して取り組む。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	区域内の農用地等面積	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

}	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	現状維持を図る中で、高齢化対策として外部農業者の農地集約利用も視野に検討を継続する。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進					
	める。					
	(3) 基盤整備事業への取組方針					
	基盤整備事業が平成7年完成し約29年が経過し、水路・農道の経年劣化が現状心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り					
	組みについて協議を進めていく。					
	水利施設等については、地域が受益者と連携し、適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	区域内では2団地1営農2組織での組合利用を確立し区域内農地の95.4%を利用しているため、地域で調整を図り					
	ながら後継者育成及び外部農業者の農地利用検討にも努める。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	作業の効率化が期待できる防除作業は、農協への委託を継続する。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	☑ ①鳥獣被害防止対策☑ ②有機・減農薬・減肥料□ ③スマート農業□ ④輸出□ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、					
	新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取組む。					
	②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組むことを検討する。					
	⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。					
	() 上いて、					